

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>（特許庁長官意見照会手続）</u> 69 の 7-2 (1) <u>特許庁長官意見照会は、「特許庁長官意見照会書」（C-5716）に次の資料を添付して、特許庁長官に提出して行うこととする。この場合において、法第 69 条の 7 第 9 項の規定により特許庁長官意見照会を行うときは、「特許庁長官意見照会書」に、侵害物品か否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載するものとする。</u> <u>イ 受理された輸出差止申立てに係る貨物についての特許庁長官意見照会にあつては、「輸出（積戻し）差止申立書」及びその添付資料の写し（非公表としている部分を除く。）</u> <u>ロ 令第 62 条の 2 第 1 項の規定による証拠又は意見に係る資料の写し</u> <u>ハ 前記 69 の 7-1 の (2) により提出等された資料</u> <u>ニ 下記 (2) により特許権者等又は輸出者等から提出された意見に係る書面の写し</u> <u>ホ その他特許庁長官が意見を述べるに際し参考となるべき資料</u> (2) <u>特許庁長官意見照会をする場合は、あらかじめ「特許庁長官意見照会請求通知」（C-5718）並びに上記 (1) で予定している「特許庁長官意見照会書」及びその添付資料の写しを特許権者等及び輸出者等に送付し、5 日以内の期限を定めて意見を求めるものとする。この場合において、意見は書面により提出させるものとする。</u> (3) <u>令第 62 条の 11 第 1 項又は第 2 項に規定する具体的態様の特定は、現品確認等により行うこととし、当該特定した具体的態様を記載した書面は、「特許庁長官意見照会書」への記載は、前記 69 の 4-1 の (1) のハの (イ) の ii の A の a の (b) 又は同項の (1) のハの (イ) の ii の C の a の (b) と同等のものとする。</u> (4) <u>受理された輸出差止申立てに係る貨物についての請求が行われた日が法第 69 条の 7 第 1 項に規定する 10 日経過日（同項に規定する延長を行った場合には、同項に規定する 20 日経過日。以下この項において同じ。）の末日である等、輸出者等が通関解放の求めができることとなる日に近接するために、上記 (2) の期限（輸出者等に対して意見を求める場合に限る。）として 10 日経過日までの日を定めることが困難な場合であつて、当該請求をした特許権者等又は輸出者等以外の他方の当事者である特許権者等又は輸出者等に対して意見を求めるときは、当該期限は 10 日経過日後の</u>	（新規）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>日として差し支えない。この場合には、当該他方の当事者である特許権者等又は輸出者等の意見の回答前に 10 日経過日までに特許庁長官意見照会を行い、当該他方の当事者である特許権者等又は輸出者等の意見は、後日追加して特許庁長官に提出するものとする。なお、当該請求をした特許権者等又は輸出者等に対して意見を求める場合には、期限は 10 日経過日までの日とするものとし、それが困難な場合は、下記(7)のホに準ずるものとして取り扱うこととして、その旨、あらかじめ当該請求をした特許権者等又は輸出者等に教示するものとする。</u> <u>(5) 税関長が特許庁長官意見照会に関し特許庁長官に提出する書面及び資料は、正副 2 部とする。</u> <u>(6) 特許庁長官意見照会を行った場合には、特許権者等及び輸出者等に対し、「特許庁長官意見照会実施通知書」(C-5720)により、その旨を通知する。その際には必要に応じ、税関が具体的態様を特定した資料及び特許権者等又は輸出者等が後記(9)において意見を述べ又は証拠を提出するために参考となると思われる資料を添付するものとする。</u> <u>(7) 次の場合には、請求があっても、法第 69 条の 7 第 2 項ただし書の規定により、特許庁長官意見照会を行わないこととする。</u> <u>イ 輸出者等が自ら当該物品が当該権利を侵害することとなる事実を認めている等該当認定を行うことができることが確実と認められる場合</u> <u>ロ 契約関係を示す証拠等により当該物品について輸出者等が正当な権利を有することが明らかである等技術的範囲以外の観点から、非該当認定を行うことができることが確実と認められる場合</u> <u>ハ 輸出者等が、前記 69 の 3—2 による自発的処理を行ったことにより当該侵害疑義物品が輸入されないことが確実となった場合（自発的処理の申出があった場合で、遅滞なく履行されると見込まれるときを含む。）</u> <u>ニ 令第 62 条の 11 第 1 項に規定する具体的態様の特定をすることが困難な場合</u> <u>ホ 当該申請が、特許庁長官意見照会を行える期間内に上記(2)の「特許庁長官意見照会請求通知」の特許権者等及び輸出者等への交付又は上記(3)の現品確認等を行う時間的余裕がない時期に行われ、特許庁長官意見照会を行うことが困難な場合</u> <u>なお、法第 69 条の 10 第 1 項の規定による求めを行うことができることとなった後は、特許庁長官意見照会を行わないこととするので、留意</u>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
する。 (8) <u>上記(7)の場合には、速やかに、当該請求をした特許権者等又は輸出者等に対し、「特許庁長官意見照会不実施通知書」(C-5722)により、その旨及び理由を通知する。</u> (9) <u>特許庁長官意見照会に対する特許庁長官の回答があった場合には、速やかに、輸出者等及び特許権者等に対し、「特許庁長官意見照会回答通知書」(C-5724)により、その旨及び内容（認定の基礎とする部分に限る。）を通知するとともに、5日以内の期限を付して意見を述べ、又は証拠を提出することを認めることとする。</u> (10) <u>特許庁長官意見照会を行った場合で、法第 69 条の 7 第 8 項の規定により、特許庁長官の回答前に、該当認定若しくは非該当認定を行った場合又は法第 69 条の 3 第 6 項若しくは第 69 条の 6 第 10 項の規定により認定手続を取りやめた場合には、遅滞なく、「特許庁長官意見照会回答不要通知書」(C-5726)により、特許庁長官に対し、その旨を通知する。</u> <u>（特許庁長官意見照会ができる期間の延長）</u> 69 の 7-3 <u>法第 69 条の 7 第 1 項に規定する 10 日経過日までの期間の同項に規定する 20 日経過日までの期間への延長は、当初の期間内に、貨物の現況その他の証拠により該当認定若しくは非該当認定を行うことができること又は輸出者等が自発的処理を行うことが確実と認められる場合等延長の必要のないことが明らかな場合以外の場合に行うこととし、同項に規定する通知日（受理された輸出差止申立てに係る認定手続の場合は、申立特許権者等（受理された輸出差止申立てに係る特許権者等をいう。以下同じ。）が法第 69 条の 3 第 1 項の規定による通知を受けた日とする。以下同じ。）から起算して 5 日以内に、輸出者等及び申立特許権者等に対し、「特許庁長官意見照会ができる期間の延長通知書（申立特許権者等への認定手続開始日通知書兼用）」(C-5728)により、その旨を通知する。この場合には、当該通知日及び延長後の期間の末日を明記することとする。</u> <u>（農林水産大臣意見照会手続等）</u> 69 の 8-1 <u>農林水産大臣意見照会の手続等は次による。</u> (1) <u>法第 69 条の 8 第 1 項（（農林水産大臣等に対する意見の求め））に規定する「必要があると認めるとき」とは、農林水産大臣意見照会にあつては、</u>	(新規) <u>（農林水産大臣意見照会手続等）</u> 69 の 7-1 <u>農林水産大臣意見照会の手続等は次による。</u> (1) <u>法第 69 条の 7 第 1 項（（農林水産大臣に対する意見の求め））に規定する「必要があると認めるとき」とは、農林水産大臣意見照会にあつては、</u>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
申立人と輸出者の主張が対立した場合又は税関においてDNA鑑定をしてもその結果により侵害物品か否か認定しがたい場合（DNA鑑定が困難な疑義貨物については外観等で認定しがたい場合）又は種苗法施行令（平成 10 年政令第 368 号）第 2 条（（加工品））に定める加工品に該当するか否か認定しがたい場合とする。 (2)～(5) （省略） （経済産業大臣意見照会手続等） 69 の 8－2 経済産業大臣意見照会の手続等は次による。 (1) <u>法第 69 条の 8 第 1 項（（農林水産大臣等に対する意見の求め））に規定する「必要があると認めるとき」とは、経済産業大臣の意見照会にあつては、申立人と輸出者等の主張が対立した場合又は税関において侵害物品か否か認定しがたい場合とする。</u> (2) <u>経済産業大臣意見照会は、「経済産業大臣意見照会書」（C－5738）に、経済産業大臣が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを経済産業大臣に提出して行うものとする。この場合において、「経済産業大臣意見照会書」に記載する理由には、侵害物品か否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また、添付資料は、輸出差止申立て時に提出した資料の写し並びに申立人及び輸出者等が認定手続において提出した証拠・意見の写しとする。この場合において、経済産業大臣意見照会に関し経済産業大臣に提出する書面及び資料は、正副 2 部とする。</u> (3) <u>経済産業大臣意見照会を行った場合には、当該経済産業大臣意見照会に係る認定手続の当事者である不正競争差止請求権者及び輸出者等に対し、「経済産業大臣意見照会実施通知書」（C－5740）により、その旨を通知する。</u> (4) <u>経済産業大臣意見照会に対する経済産業大臣の回答があつた場合は、上記 (3) の不正競争差止請求権者及び輸出者等に対し、「経済産業大臣意見照会回答通知書」（C－5742）により、速やかにその旨及びその内容を通知する。この場合において、原則として 5 日以内に限り当該申立人及び輸出者等に対し、意見を述べ、又は証拠を提出することを認めるものとする。</u> (5) <u>経済産業大臣意見照会を行った場合において、経済産業大臣の回答がある前に侵害の該否の認定を行ったとき又は法第 69 条の 3 第 6 項若しくは第 69 条の 6 第 10 項（（認定手続の取りやめ））の規定により認定手続を取</u>	申立人と輸出者の主張が対立した場合又は税関においてDNA鑑定をしてもその結果により侵害物品か否か認定しがたい場合（DNA鑑定が困難な疑義貨物については外観等で認定しがたい場合）又は種苗法施行令（平成 10 年政令第 368 号）第 2 条（（加工品））に定める加工品に該当するか否か認定しがたい場合とする。 (2)～(5) （同左） （新規）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>りやめたときは、経済産業大臣に対し、「経済産業大臣意見照会回答不要通知書」（C-5744）により、遅滞なくその旨を通知する。</u> <u>（認定手続における専門委員意見照会手続等）</u> 69 の 9-1 <u>認定手続における専門委員意見照会の手続等は次による。</u> <u>(1) 総括知的財産調査官は、前記 69 の 3-1 の(1)の二の(ホ)の規定により、専門委員の意見を聴くことについて協議を受けた場合は、特段の事情のない限り、専門委員の意見を求めるため、速やかに下記(2)の事務を行うものとする。</u> <u>(2) 総括知的財産調査官は、専門委員に意見を求める場合は、専門委員に意見を聴く日時及び場所（以下この項において「意見聴取の場」という。）を設定し、専門委員候補の中から当該意見聴取の場に参加可能な者であつて、当該意見の求めに係る認定手続（以下この項において「対象認定手続」という。）に係る事案の当事者と特別な利害関係を有しないものを原則として 3 名選定するものとする。</u> <u>(3) 対象認定手続を執っている税関の本関知的財産調査官は、「認定手続における専門委員意見照会実施通知書」（C-5746）により当事者（対象認定手続に係る権利者及び輸出者等をいう。以下この項において同じ。）に通知し、意見聴取の場において当該当事者に意見を述べる機会を与える（一方の当事者が他方の当事者と同席する意向を有しない場合には、別々に意見を述べさせることができるものとする。）とともに、上記(2)により選定した者に意見を求めることについて、当該当事者の意見を聴くものとする。その結果、上記(2)により選定した者に意見を求めることが適当ではない旨の意見が提出され、かつ、その意見に相当の理由があると認めるときを除き、当該選定した者を専門委員として委嘱するものとする。この場合において、委嘱者は、対象認定手続を執っている税関の税関長とし、総括知的財産調査官を通じて「委嘱状」（C-5748）を交付するものとする。</u> <u>（注 1） 当事者に意見を聴いた結果、上記(2)により選定した者に意見を求めることが適当ではない旨の意見が提出され、その意見に相当の理由があると認めるときは、対象認定手続を執っている税関の本関知的財産調査官は、当該意見の対象となった者に当該当事者の意見（理由を含む。）を通知するものとする。この場合においては、当該本関知的財産調査官は、他の専門委員候補について、当該当事者</u>	（新規）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>に意見を聴くものとする。</u> <u>（注 2） 専門委員から意見を聴く日時との関係上、3 名の専門委員に委嘱できない場合には、2 名の専門委員に意見を求めるものとする。</u> <u>（注 3） 前記 69 の 4—1 の(3)のハの（注 3）により包括的に委嘱した専門委員が個別事案に特別の利害関係を有する場合は、当該個別事案については、当該専門委員に意見を求めないものとする。</u> <u>(4) 認定手続における専門委員意見照会は、「認定手続における専門委員意見照会書」（C-5750）に、専門委員が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを専門委員に提出して行うものとする。この場合において、「認定手続における専門委員意見照会書」に記載する理由には、対象認定手続に係る貨物が侵害物品に該当するか否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また、添付資料には対象認定手続において当事者が提出した証拠又は意見の写し及び対象認定手続が輸出差止申立てに係るものである場合は、当該輸入差止申立ての際に申立人が提出した資料（申立人が非公開としている資料を除く。）の写しを含むものとする。</u> <u>(5) 総括知的財産調査官及び対象認定手続を執っている税関の本関知的財産調査官は、意見聴取の場において、当事者が参加する場合は当該当事者の参加の下、専門委員の意見を聴取するものとする。この場合において、一方の当事者が自己以外の者を参加させることを求める場合は、他方の当事者に意見を聴いて、問題がない場合は参加させることとして差し支えない。</u> <u>(6) 対象認定手続に係る貨物が侵害物品に該当するか否かについての専門委員の意見は、原則として後日総括知的財産調査官を経由して「意見書」（C-5752）（対象認定手続を執っている税関の税関長宛てであり、当該対象認定手続が特定されているのであれば、適宜の様式でも差し支えないものとする。）を提出することによるものとする。意見書の提出があった場合は、対象認定手続を執っている税関の本関知的財産調査官は、その写しを遅滞なく当事者に送付するものとする。</u> <u>なお、当事者には、当事者が専門委員の意見を知った日から 5 日以内の期限を付して、意見を提出することを認めることとする。</u> <u>（注） 当該専門委員を委嘱した税関長は、対象申立てを受理するかどうかの判断に関しては、明らかな事実誤認等の特段の事情がない限り、専門委員の過半数の意見を尊重するものとする。</u>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>(7) 専門委員を委嘱した税関長は、専門委員の意見を聴いた後対象認定手続に係る貨物について侵害の該否が認定された場合は、「認定手続における専門委員意見照会に係る貨物の認定結果通知書」(C-5754) により、その旨及び理由を遅滞なく専門委員に通知するものとする。</u> <u>(8) 「認定手続における専門委員意見照会書」の発出後であって専門委員の意見が提出され手続が取りやめられたときは、対象認定手続を執っていた税関の本関知的財産調査官は、「認定手続における専門委員意見照会に係る回答不要通知書」(C-5756) により、その旨及び理由を遅滞なく専門委員に通知するものとする。</u> <u>(通関解放手続)</u> <u>69 の 10-1</u> <u>(1) 法第 69 条の 10 第 1 項の規定による求めを行うこと（以下この項において「請求」という。）ができることとなった後であっても、十分な証拠がある場合には、該当又は非該当の認定を行うこととするので留意する。なお、必要に応じ、再度期限を定めて、輸出者等及び申立特許権者等に対して、請求に係る貨物の点検を申請し、意見を述べ、又は証拠を提出する機会を与えて差し支えない。</u> <u>ただし、請求が行われた場合には、担保提供命令に係る期限の末日までの間は、該当の認定は行わないこととする。</u> <u>(2) 法第 69 条の 7 第 1 項に規定する通知日から起算して 5 日以内に、輸入者等に対し、「申立特許権者等への認定手続開始通知日通知書」(C-5758) により、当該通知日及び同項に規定する 10 日経過日の末日について通知する。ただし、前記 69 の 7-3 の通知を行った場合には、当該通知を省略して差し支えない。</u> <u>(3) 令第 62 条の 14 に規定する書面は、「認定手続取りやめ請求書」(C-5760) とし、同条第 5 号に掲げる「その他参考となるべき事項」とは、請求に係る物品又はこれに類似する物品について、申立特許権者等又は当該類似する物品の権利者に対して支払が行われたライセンス料の額その他後記 69 の 10-2 の(1)のハの供託額の算定の参考となる資料その他供託命令に関して参考となるべき事項とする。</u> <u>(4) 法第 69 条の 10 第 3 項の規定により請求があった旨を申立特許権者等に対して通知する場合には、当該請求を受理した後、遅滞なく、「認定手</u>	(新規)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>続取りやめ請求受理通知書」(C-5762)により、行うこととする。</u> <u>(5) 後記 69 の 10-2 の (2) のイの (ii) の規定により通報を受けた「供託書正本預り証」の写し又は同項の (2) のロの (ii) の規定により通報を受けた「支払保証委託契約締結届出確認書」の写しにより、担保の提供等を確認したときは、速やかに、認定手続きを取りやめ、輸出者等及び申立特許権者等に対して「認定手続き取りやめ通知書」(C-5764)により、その旨を通知する。この場合には、当該通知を行った旨を、遅滞なく、収納課長等に通知することとする。</u> <u>(通関解放金)</u> <u>69 の 10-2 法第 69 条の 10 第 3 項から第 10 項まで（法第 75 条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に関する用語の意義及びこれらの規定の適用に関する手続は、次による。</u> <u>(1) 供託命令</u> <u>イ 法第 69 の 10 第 3 項の担保を供託する際の「期限」とは、「通関解放金供託命令書」(C-5766)の日付けの日の翌日から起算して 10 日以内とする。</u> <u>ロ 供託額</u> <u>(i) 法第 69 条の 10 第 3 項に規定する「相当と認める額」とは、次に掲げる額のいずれかとする。</u> <u>i 特許権、実用新案権又は意匠権のライセンス料に相当する額（これらの権利に係る裁判において認定された額、過去 1 年間ににおいて実際に締結されたライセンス契約におけるライセンス料の額又は類似の事例におけるこれらの額により定めるものとする。）</u> <u>ii 輸出者等が当該物品の販売によって得ることになると考えられる利益額に相当する額（FOB 価格の 20%を目安に算定する。）</u> <u>(ii) 上記(i)の額の算定に当たっては、輸出差止申立ての際に提出された資料（追加して提出された資料を含む。）等あらかじめ申立特許権者等から提出された資料を参考とするとともに、必要に応じ、申立特許権者等への確認を含む調査等を実施のうえ、総括知的財産調査官と協議して決定するものとする。</u> <u>ハ 知的財産調査官又は知的財産担当官（これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長。下記(2)から(9)までにおいて「知的財</u>	(新規)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>産調査官等」という。）は、金銭を供託すべき旨を輸出者等に命ずる場合には、「通関解放金供託命令書」を当該輸出者等に交付するとともに、収納課長等に「通関解放金供託命令書」の写しをもってその旨を通報する。</u> <u>この場合において、署所知的財産調査官又は知的財産担当官（これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長）が供託命令を行った場合には、本関知的財産調査官に供託命令を行った旨を「通関解放金供託命令書」の写しをもって通報するものとし、本関知的財産調査官は、その旨を総括知的財産調査官に通報する。</u> (2) <u>供託等の取扱い</u> イ <u>金銭又は有価証券を供託する場合</u> （イ） <u>供託物の種類</u> i <u>法第 69 条の 10 第 3 項に規定する「金銭」については、前記 9 の 4-1（関税の納付に関する用語の意義）の(1)の規定に準じて取り扱う。</u> ii <u>法第 69 条の 10 第 4 項((有価証券の供託))に規定する「国債、地方債その他の有価証券で税関長が确实と認めるもの」については、前記 9 の 6-1(関税の担保の種類)の(1)及び(2)の規定に準じて取り扱う。ただし、社債等の振替に関する法律第 129 条第 1 項に規定する振替社債等については、振替国債（その権利の帰属が同法の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。）以外のものは、認めないこととする。</u> （ロ） <u>国債、地方債、社債等の価額</u> <u>国債、地方債その他の有価証券の価額は、前記 9 の 6-3（国債及び地方債の価額）及び 9 の 6-4（社債等の担保金額）の規定に準じて取り扱う。</u> （ハ） <u>供託場所</u> <u>金銭等の供託は、供託命令を行う税関官署の最寄りの供託所に行わせるものとする。</u> （ニ） <u>供託書正本の提出</u> <u>供託をすべき輸出者等には、供託書の正本を「供託書正本提出書」（C-5874）（2 部。原本、申立特許権者等交付用）に添付して、原則として供託期限内に収納課長等に提出させる。収納課長等は、供託をす</u>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>べき輸出者等から提出のあった供託書の正本を受理することが適当であると認めたときは、「供託書正本預り証」（「供託書正本提出書」の交付用）を当該輸出者等に交付し、前記 69 の 10－1 の(5)による通知以後、供託書正本の写しを供託の原因となった貨物に係る申立特許権者等に交付する。この場合において、収納課長等は、知的財産調査官等に供託書正本が提出されたことを、「供託書正本預り証」の写しをもって通報する。</u> ロ <u>支払保証委託契約を締結する場合</u> (イ) <u>支払保証委託契約の相手方</u> <u>法第 69 条の 10 第 6 項（(供託に代わる契約)）の契約（以下「支払保証委託契約」という。）の相手方として税関長が承認する金融機関は、銀行法による銀行、長期信用銀行法による長期信用銀行、農林中央金庫法による農林中央金庫、商工組合中央金庫法による商工組合中央金庫、信用金庫法による信用金庫及び保険業法第 2 条第 4 項に規定する損害保険会社又は同条第 9 項に規定する外国損害保険会社等とする。</u> (ロ) <u>支払保証委託契約の届出</u> i <u>供託をすべき輸出者等には、支払保証委託契約書の写し（契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの）を「支払保証委託契約締結届出書」（C-5676）（2 部。原本、輸出者等交付用）に添付して、供託期限内に収納課長等に提出させる。</u> ii <u>収納課長等は、当該契約書の内容が令第 62 条の 15 において準用する令第 62 条の 7 第 1 項の規定に適合すると認めたときは、「支払保証委託契約締結届出確認書」（「支払保証委託契約締結届出書」の交付用）を供託をすべき輸出者等に交付し、前記 69 の 10－1 の(5)による通知以後、当該確認書の写しを申立特許権者等に交付する。この場合において、収納課長等は、知的財産調査官等に支払保証委託契約締結の届出があったことを、「支払保証委託契約締結届出確認書」の写しをもって通報する。なお、供託をすべき輸入者等が供託額の一部について、支払保証委託契約を締結し、その旨を届け出る場合には、上記イの(二)の手續と同時に行わせるものとする。</u> (3) <u>供託等をしない場合の取扱い</u> イ <u>「通関解放金供託命令書」の交付を受けた輸出者等が、当該命令書に</u>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>記載されている期限内に、供託を命じられた額の全部について、供託せず、かつ、支払保証委託契約の締結の届出をしないとき（下記ロにおいて「供託しない場合」という。）は、収納課長等は知的財産調査官等にその旨を通報する。</u> <u>ロ 上記イの通報を受けた知的財産調査官等は、当該通報に係る認定手続を取りやめないこととする。ただし、供託しない場合がやむを得ない理由により生じたものと認められるときは、願出により相応の期限を定めて、当該相応の期限内に供託又は支払保証委託契約の締結を行わせることができる。この場合には、その旨及び相応の期限を収納課長等に通報する。なお、当該期限内に供託又は支払保証委託契約の締結が行われた場合には、当該認定手続を取りやめるものとする。</u> <u>ハ 知的財産調査官等は、認定手続を取りやめないこととしたときは、「認定手続継続通知書」（C-5768）を申立特許権者等及び輸出者等に交付する。この場合において、知的財産調査官等は、発見部門の長及び収納課長等に対して、「認定手続継続通知書」の写しをもってその旨を通報し、また、通報を受けた発見部門の長は、当該疑義貨物について、引き続き認定手続を行うものとする。</u> <u>(4) 供託された金銭等の還付</u> <u>イ 権利の実行の申立ての手続</u> <u>(イ) 供託金規則第 7 条において準用する同規則第 1 条（（申立ての手続））（供託金規則第 12 条において準用する場合を含む。）に規定する「判決の謄本、和解を証する書面その他これらに類するもの」とは、債務名義等をいう（前記 69 の 6—1 の (5) のイの (イ) の iv に掲げるものが提出された場合には、総括知的財産調査官に協議するものとする。）。</u> <u>(ロ) 申立特許権者等には、供託金規則様式第四（積戻しの場合にあつては供託金規則様式第十四）による申立書に、債務名義等のいずれかの謄本等を添付して収納課長等に提出させる。</u> <u>ロ 輸出者等からの意見聴取</u> <u>収納課長等は、権利の実行の申立てがあつたときは、金銭等を供託した輸出者等から、申立人が提出した債務名義等の真偽、当該貨物が輸出されたことにより申立人が被った損害の全部又は一部を既に賠償していないか等当該権利の実行の申立てに関し意見を聴取するものとする。</u>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
ハ 確認書交付手続 <u>収納課長等は、申立特許権者等が当該供託に係る金銭等の還付を受けるべき者と認めたときは、供託金規則様式第五（積戻しの場合にあっては供託金規則第十五）の確認書を当該申立特許権者等に交付するとともに、知的財産調査官等に、当該確認書の写しをもってその旨を通報する。</u> <u>この場合において、確認書に記載された還付金額が供託額の一部であり、還付が取戻しに先行する場合を除き、輸出者等に対し供託書正本を返還するとともに、輸出者等に交付した「供託書正本預り証」（「供託書正本提出書」の交付用）を回収するものとする。</u> (5) 有価証券の換価 <u>イ 申立特許権者等から権利の実行の申立てがあり、収納課長等が供託された有価証券を換価する場合には、供託規則第 26 号書式により作成した供託有価証券払渡請求書 2 部を供託所に提出する。</u> <u>ロ 収納課長等は、供託規則第 29 条（払渡の手続）により有価証券の払渡の認可を受けた場合には、速やかに当該有価証券を換価する。</u> <u>有価証券の換価に際しては、輸出者等に換価する旨を告げた後行うものとする。</u> <u>ハ 収納課長等は、有価証券を換価したときは、換価代金から換価の費用を控除した額の金銭について、供託規則第 11 号書式及び第 12 号書式（その他の金銭供託の供託書正本・副本）により作成した供託書をもって、有価証券の払渡の認可を受けた供託所に供託する。</u> ニ <u>上記ハの供託をしたときは、収納課長等は、供託金規則第 7 条において準用する同規則第 4 条第 4 項（供託金規則第 12 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、「有価証券換価後金銭供託通知書」（C-5680）に供託書正本の写しを添付して、輸出者等に送付するものとする。</u> <u>この場合において、輸出者等が先に供託した際に税関に提出した供託書正本を輸出者等に対し返還するとともに、輸出者等に交付した「供託書正本預り証」（「供託書正本提出書」の交付用）を回収する。</u> (6) 供託された金銭等の取戻し <u>イ 損害賠償を担保する必要がなくなったことについての確認の取扱い</u> <u>(イ) 金銭等を供託した輸出者等には、「担保取戻事由確認申請書」（C-5682）に損害賠償を担保する必要がなくなったことを証明する次</u>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>のいずれかの書面を添付して収納課長等に提出させる。</u> i <u>供託の原因となった貨物の申立特許権者等が、供託した金銭等の取戻しに同意したことを証明する書面</u> ii <u>損害に係る賠償請求権が時効により消滅したことを証明する書面</u> iii <u>輸出者等が申立特許権者等に損害の賠償をしたことを証明する書面</u> iv <u>その他損害の賠償を担保する必要がなくなったことを証明する書面</u> <u>(ロ) 収納課長等は、損害賠償を担保する必要がなくなったことに理由があると認めるときは、申立特許権者等から、当該書面の真偽等について意見を聴取するものとする。</u> <u>(ハ) 収納課長等は、損害の賠償を担保する必要がなくなったことを確認した場合には、輸出者等に供託金規則様式第三の証明書を交付するとともに、知的財産調査官等に当該証明書の写しをもってその旨を通報する。</u> ロ <u>支払保証委託契約が締結された場合の取扱い</u> <u>(イ) 収納課長等は、輸出者等から、「支払保証委託契約締結承認申請書」（C-5684）（2 部。原本、輸出者等交付用）に支払保証委託契約の契約書の写し（契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの）を添付して提出させる。</u> <u>(ロ) 収納課長等は、契約書の内容が令第 62 条の 15 において準用する令第 62 条の 7 第 1 項の規定に適合すると認めたときは、輸出者等に対して、「支払保証委託契約締結承認書」（輸出者等交付用）及び供託金規則様式第三の証明書を交付するとともに、知的財産調査官等に当該書面の写しをもってその旨を通報する。</u> ハ <u>供託物が差し替えられた場合の取扱い</u> <u>(イ) 収納課長等は、輸出者等から、「供託物差替承認申請書（供託書正本提出書兼用）」（C-5686）（2 部。原本、輸出者等交付用）及び差替え後の供託物に係る供託書の正本を提出させる。</u> <u>(ロ) 収納課長等は、差替え後の供託物に係る供託書の正本を受理することが適当であると認めたときは、輸出者等に対して、「供託物差替承認書（供託書正本預り証兼用）」（輸出者等交付用）及び供託金規則</u>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
様式第三の証明書を交付するとともに、知的財産調査官等に差替え後の「供託物差替承認書（供託物正本預り証兼用）」の写しをもってその旨を通報する。 二 <u>訴えを提起しなかった場合の取扱い</u> 申立特許権者等が法第 69 条の 10 第 12 項の規定による通知を受けた日から 30 日（以下二において「通知後 30 日」という。）以内に同条第 3 項に規定する損害の賠償請求に係る訴えの提起をしなかったことを確認する場合の取扱いは、次のとおりとする。 (イ) <u>金銭等を供託した輸出者等には、「担保取戻事由確認申請書」（C-5682）に、供託の原因となった貨物に係る申立てをした申立特許権者等が、通知後 30 日以内に同条第 3 項に規定する損害の賠償請求に係る訴えの提起をしなかったことを当該申立特許権者等が自ら証明する書面を添付して収納課長等に提出させる。ただし、通知後 30 日を経過した日の翌日後は、当該書面の添付は省略させて差し支えない。</u> (ロ) <u>収納課長等は、5 日以内の期限を定めて、申立特許権者等に、上記（イ）による申請書（上記（イ）による書面の添付がある場合には、当該書面を含む。）を提示のうえ、通知後 30 日以内に同条第 3 項に規定する損害の賠償請求に係る訴えの提起をしなかったかどうか照会することとする。この場合において、当該申立特許権者等が、通知後 30 日以内に当該訴えの提起をした旨を回答したときは、当該訴えの提起の訴状の写しを提出させることとする。なお、当該期限までに回答がなかった場合には、当該訴えの提起はなかったものとして取り扱う。</u> (ハ) <u>収納課長等は、上記（ロ）の規定による照会又は自ら裁判所への確認等の調査により申立特許権者等が通知後 30 日以内に当該訴えの提起をしなかった事実を確認した場合には、輸出者等に供託金規則様式第三の証明書を交付するとともに、知的財産調査官等に当該証明書の写しをもってその旨を通報する。</u> ホ <u>収納課長等は上記イからニまでにおいて、輸出者等に対し供託書の正本を返還するとともに、輸出者等に交付した「供託書正本預り証」（「供託書正本提出書」の交付用）を回収するものとする。ただし、上記イの場合において、取戻確認金額が供託額の一部である場合で、取戻しが還付に先行するときは、還付の際に輸出者等に対し返還するものとする。</u>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>(7) 支払保証委託契約に係る権利の実行</u> <u>支払保証委託契約の原因となった貨物に係る申立特許権者等から、当該契約に係る輸出者等に対する賠償請求権の存在を確認する証明書の交付請求（以下この節において「証明書交付請求」という。）があった場合の取扱いは、次による。</u> <u>イ 支払保証委託契約の原因となった貨物に係る申立特許権者等には、「損害賠償請求権存在確認書交付請求書」（C-5688）に債務名義等の謄本等を添付して、収納課長等に提出させる。</u> <u>ロ 収納課長等は、証明書交付請求に理由があると認めるときは、当該契約に係る輸出者等に、債務名義等の真偽、当該貨物が輸出されたことにより申立人が被った損害の全部又は一部を既に賠償していないか等について意見を聴取するものとする。</u> <u>ハ 収納課長等は、証明書交付請求に係る損害賠償請求権があると認めたときは、申立特許権者等に対して「損害賠償請求権存在確認書」（C-5690）を交付するとともに、知的財産調査官等に「損害賠償請求権存在確認書」の写しをもってその旨を通報する。</u> <u>(8) 支払保証委託契約の解除及び内容の変更</u> <u>イ 支払保証委託契約の解除</u> <u>(イ) 支払保証委託契約を解除しようとする輸出者等には、「支払保証委託契約解除承認申請書」（C-5692）（2 部。原本、輸出者等交付用）に、関係書類を添付して、収納課長等に提出させる。</u> <u>(ロ) 収納課長等は、次のいずれかの場合には、支払保証委託契約の解除を承認するものとし、当該輸出者等に「支払保証委託契約解除承認書」（輸出者等交付用）を交付するとともに、下記 i の場合を除き、知的財産調査官等に「支払保証委託契約解除承認書」の写しをもってその旨を通報する。</u> <u>i 損害の賠償を担保する必要がなくなったことについて確認した場合</u> <u>（注） 承認に際しては、支払保証委託契約の原因となった貨物の申立特許権者等から、事実関係について意見を聴取することとする。</u> <u>ii 解除しようとする支払保証委託契約の契約額に相当する額の金銭等が供託された場合</u>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>iii 解除しようとする支払保証委託契約の契約額に相当する額について、別の金融機関を相手方とした令第 62 条の 15 において準用する令第 62 条の 7 第 1 項の規定に適合する支払保証委託契約を締結した場合</u> <u>ロ 支払保証委託契約の内容の変更</u> <u>(i) 支払保証委託契約の内容を変更しようとする輸出者等には、「支払保証委託契約内容変更承認申請書」（C-5694）（2 部。原本、輸出者等交付用）に、契約書の写し（契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの）を添付して、収納課長等に提出させる。</u> <u>(v) 収納課長等は、変更後の支払保証委託契約の内容が、令第 62 条の 15 において準用する令第 62 条の 7 第 1 項の規定に適合すると認めた場合には、支払保証委託契約の内容変更を承認するものとし、輸出者等に「支払保証委託契約内容変更承認書」（輸出者等交付用）を交付するとともに、知的財産調査官等に「支払保証委託契約内容変更承認書」の写しをもってその旨を通報する。</u> 第 8 節 知的財産侵害物品（輸入） （用語の定義） <u>69 の 11～69 の 21—1 この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</u> <u>(1) 「知的財産権」 法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号に掲げる特許権（特許権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、実用新案権（実用新案権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、意匠権（意匠権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、商標権（商標権についての専用使用権を含む。以下同じ。）、著作権、著作隣接権、回路配置利用権（回路配置利用権についての専用利用権を含む。以下同じ。）又は育成者権（育成者権についての専用利用権を含む。以下同じ。）をいう。</u> <u>(2) 「知的財産」 知的財産権及び不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号（（定義））に規定する商品等表示又は同項第 3 号に規定する商品の形態であって不正競争差止請求権者（法第 69 条の 12（（輸入してはならない貨物に係る認定手続））に規定する不正競争差止請求権者をいう。以下同じ。）に係るもの（以下「保護対象商品等表示等」という。）</u>	第 8 節 知的財産侵害物品（輸入） （用語の定義） <u>69 の 8～69 の 18—1 この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</u> <u>(1) 「知的財産権」 法第 69 条の 8 第 1 項第 9 号に掲げる特許権（特許権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、実用新案権（実用新案権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、意匠権（意匠権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、商標権（商標権についての専用使用権を含む。以下同じ。）、著作権、著作隣接権、回路配置利用権（回路配置利用権についての専用利用権を含む。以下同じ。）又は育成者権をいう。</u> <u>(2) 「知的財産」 知的財産権及び不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）第 2 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号（（定義））に規定する商品等表示又は同項第 3 号に規定する商品の形態であって不正競争差止請求権者（法第 69 条の 9（（輸入してはならない貨物に係る認定手続））に規定する不正競争差止請求権者をいう。以下同じ。）に係るもの（以下「保護対象商品等表</u>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
をいう。 (3) 「侵害物品」 法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号及び第 10 号（（輸入してはならない貨物））に掲げる物品をいう。 (4)～(8) （省略） (9) 「輸入差止申立て」 法第 69 条の 13 第 1 項（（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等））の規定による申立てをいう。 (10) （省略） (11) 「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会」 法第 69 条の 14（（輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め））の規定により、税関長が専門委員に対し意見を求めることをいう。 (12) 「輸入差止情報提供」 回路配置利用権を有する者が、後記 69 の 13—2（輸入差止情報提供の取扱い）により、自己の権利を侵害すると認める貨物に関する資料を提出することをいう。 (13) （省略） (14) 「自発的处理」 後記 69 の 12—2（輸入者等による自発的处理の取扱い）(1)に規定する廃棄、滅却、積戻し、輸入同意書の提出、切除等の修正及び任意放棄をいう。 (15) 「見本検査承認申請」 法第 69 条の 16 第 1 項（（見本検査の申請））の規定による申請をいう。 (16) 「特許庁長官意見照会」 法第 69 条の 17 第 2 項又は 9 項の規定により、税関長が特許庁長官に対し意見を求めることをいう。 (17) 「農林水産大臣意見照会」 法第 69 条の 18 第 1 項（（農林水産大臣等に対する意見の求め））の規定により、税関長が農林水産大臣に対し意見を求めることをいう。 (18) 「経済産業大臣意見照会」 法第 69 条の 18 第 1 項（（農林水産大臣等に対する意見の求め））の規定により、税関長が経済産業大臣に対し意見を求めることをいう。 (19) 「認定手続における専門委員意見照会」 法第 69 条の 19（（認定手続における専門委員への意見の求め））の規定により、税関長が専門委員に対し意見を求めることをいう。 (20) 「通関解放金」 法第 69 条の 20 第 3 項の規定により、認定手続の取りやめを求めた輸入者等に対し供託を命じる金銭（同条第 4 項に規定する有価証券を含む。）をいう。	示等」という。）をいう。 (3) 「侵害物品」 法第 69 条の 8 第 1 項第 9 号及び第 10 号（（輸入してはならない貨物））に掲げる物品をいう。 (4)～(8) （同左） (9) 「輸入差止申立て」 法第 69 条の 10 第 1 項（（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等））の規定による申立てをいう。 (10) （同左） (11) 「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会」 法第 69 条の 11（（輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め））の規定により、税関長が専門委員に対し意見を求めることをいう。 (12) 「輸入差止情報提供」 回路配置利用権を有する者が、後記 69 の 10—2（輸入差止情報提供の取扱い）により、自己の権利を侵害すると認める貨物に関する資料を提出することをいう。 (13) （同左） (14) 「自発的处理」 後記 69 の 9—2（輸入者等による自発的处理の取扱い）(1)に規定する廃棄、滅却、積戻し、輸入同意書の提出、切除等の修正及び任意放棄をいう。 (15) 「見本検査承認申請」 法第 69 条の 13 第 1 項（（見本検査の申請））の規定による申請をいう。 (16) 「特許庁長官意見照会」 法第 69 条の 14 第 2 項又は 9 項の規定により、税関長が特許庁長官に対し意見を求めることをいう。 (17) 「農林水産大臣意見照会」 法第 69 条の 15 第 1 項（（農林水産大臣に対する意見の求め））の規定により、税関長が農林水産大臣に対し意見を求めることをいう。 (18) 「経済産業大臣意見照会」 法第 69 条の 15 第 1 項（（経済産業大臣に対する意見の求め））の規定により、税関長が経済産業大臣に対し意見を求めることをいう。 (19) 「認定手続における専門委員意見照会」 法第 69 条の 16（（認定手続における専門委員への意見の求め））の規定により、税関長が専門委員に対し意見を求めることをいう。 (20) 「通関解放金」 法第 69 条の 17 第 3 項の規定により、認定手続の取りやめを求めた輸入者等に対し供託を命じる金銭（同条第 4 項に規定する有価証券を含む。）をいう。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(21) 「通関解放」 <u>法第 69 条の 20 第 11 項</u>の規定により、認定手続を取りやめることをいう。 （各種通知書等の送付方法） <u>69 の 11～69 の 21—2</u> （省略） （取締対象貨物） <u>69 の 11—4</u> （省略） （知的財産調査官等の事務） <u>69 の 11—5</u> （省略） （知的財産の侵害とはならない物品） <u>69 の 11—6</u> 知的財産の侵害とならないものとして、例えば次のような物品があるので留意する。 (1) 業として輸入されるものでないもの （注）「業として」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入貨物の数量、輸入者等の職業、輸入取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要がある。したがって、輸入貨物の数量が 1 個であるか複数個であるかは「業として」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が 1 個の場合でも、これらの諸事情を輸入者等から聴取する必要がある。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず、原則として後記 <u>69 の 12—1</u> の認定手続を執り、輸入者等及び権利者から提出される証拠や意見等に基づき判断するものとする。ただし、認定手続を執る前に輸入者等から当該物品について任意放棄等の自発的処理をする旨の申し出があった場合は、この限りでない。 (2)～(4) （省略） (5) 後記 <u>69 の 11—7</u>（商標権等に係る並行輸入品の取扱い）において、商標権等の侵害とならない並行輸入品として取り扱うこととされているもの （商標権等に係る並行輸入品の取扱い）	(21) 「通関解放」 <u>法第 69 条の 17 第 11 項</u>の規定により、認定手続を取りやめることをいう。 （各種通知書等の送付方法） <u>69 の 8～69 の 18—2</u> （同左） （取締対象貨物） <u>69 の 8—4</u> （同左） （知的財産調査官等の事務） <u>69 の 8—5</u> （同左） （知的財産の侵害とはならない物品） <u>69 の 8—6</u> 知的財産の侵害とならないものとして、例えば次のような物品があるので留意する。 (1) 業として輸入されるものでないもの （注）「業として」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入貨物の数量、輸入者等の職業、輸入取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要がある。したがって、輸入貨物の数量が 1 個であるか複数個であるかは「業として」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が 1 個の場合でも、これらの諸事情を輸入者等から聴取する必要がある。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず、原則として後記 <u>69 の 9</u> の認定手続を執り、輸入者等及び権利者から提出される証拠や意見等に基づき判断するものとする。ただし、認定手続を執る前に輸入者等から当該物品について任意放棄等の自発的処理をする旨の申し出があった場合は、この限りでない。 (2)～(4) （同左） (5) 後記 <u>69 の 8—7</u>（商標権等に係る並行輸入品の取扱い）において、商標権等の侵害とならない並行輸入品として取り扱うこととされているもの （商標権等に係る並行輸入品の取扱い）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
69 の 11—7 （省略） （認定手続） 69 の 12—1 侵害疑義物品を発見した場合における認定手続は、次による。 (1) 知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されている税関官署 イ （省略） ロ 輸入者等及び権利者への認定手続開始通知 (イ) （省略） (ロ) 後記 69 の 13—1 の(1)のハの(イ)のiiのBに規定する実用新案権については、同項の(1)のハの(イ)のiiのBに規定する警告書の写しの提出がない場合には、認定手続は開始しないものとする。 (ハ) （省略） ハ 生産者の氏名等の通知 法第 69 条の 12 第 3 項の規定による通知は、疑義貨物の生産者の氏名若しくは名称又は住所が上記ロの規定による通知の際に明らかである場合は、当該通知に併せて通知することとする。また、認定手続中に明らかとなった場合は「疑義貨物に係る生産者通知書」(C-5816)により、権利者に通知することとする。なお、同項に規定する「明らかであると認める場合」とは、税関への提出書類又は疑義貨物(梱包、説明書等を含む。)に、例えば、「製造者名〇〇」、「MANUFACTURER△△」、「produced by ××」のように生産者が明確に表示されている場合や提出書類が「Maker's Invoice」のように製造者により作成されたものであることが明らかである場合をいう。 ニ 疑義貨物に対する調査等 (イ) （省略） (ロ) 「輸入差止申立書」が受理されている知的財産に係る疑義貨物について輸入者等又は申立人から点検の申請があった場合については、「疑義貨物点検申請書」(C-5818) (2 部。原本、交付用)に「認定手続開始通知書（輸入者等用）」又は「認定手続開始通知書（権利者用）」の写しを添えて提出させる。 なお、疑義貨物を申立人に点検させるに際しては、疑義貨物に係る個別具体的な情報（法第 69 条の 12 第 2 項又は第 3 項の規定により権利者に通知すべきものを除く。下記(ハ)において同じ。）が申立人に	69 の 8—7 （同左） （認定手続） 69 の 9 侵害疑義物品を発見した場合における認定手続は、次による。 (1) 知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されている税関官署 イ （同左） ロ 輸入者等及び権利者への認定手続開始通知 (イ) （同左） (ロ) 後記 69 の 10—1 の(1)のハの(イ)のiiのBに規定する実用新案権については、同項の(1)のハの(イ)のiiのBに規定する警告書の写しの提出がない場合には、認定手続は開始しないものとする。 (ハ) （同左） ハ 生産者の氏名等の通知 法第 69 条の 9 第 3 項の規定による通知は、疑義貨物の生産者の氏名若しくは名称又は住所が上記ロの規定による通知の際に明らかである場合は、当該通知に併せて通知することとする。また、認定手続中に明らかとなった場合は「疑義貨物に係る生産者通知書」(C-5816)により、権利者に通知することとする。なお、同項に規定する「明らかであると認める場合」とは、税関への提出書類又は疑義貨物(梱包、説明書等を含む。)に、例えば、「製造者名〇〇」、「MANUFACTURER△△」、「produced by ××」のように生産者が明確に表示されている場合や提出書類が「Maker's Invoice」のように製造者により作成されたものであることが明らかである場合をいう。 ニ 疑義貨物に対する調査等 (イ) （同左） (ロ) 輸入差止申立書が受理されている知的財産に係る疑義貨物について輸入者等又は申立人から点検の申請があった場合については、「疑義貨物点検申請書」(C-5818) (2 部。原本、交付用)に「認定手続開始通知書（輸入者等用）」又は「認定手続開始通知書（権利者用）」の写しを添えて提出させる。 なお、疑義貨物を申立人に点検させるに際しては、疑義貨物に係る個別具体的な情報（法第 69 条の 9 第 2 項又は第 3 項の規定により権利者に通知すべきものを除く。下記(ハ)において同じ。）が申立人に

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
了知されないよう十分留意し、必要に応じて輸入者等に申立人に了知された場合に支障がある箇所がないか確認のうえ対応することとする。 （注） 疑義貨物の点検は、税関官署内又は保税地域内で、知的財産調査官又は知的財産担当官の立会いのもとに行うこととする。 （ハ） （省略） （ニ） 「認定手続開始通知書（輸入者等用）」の日付の日から 1 か月以内（特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する物品に係る認定手続の場合には、法第 69 条の 20 第 1 項の規定による求めを行うことができることとなる日までの間）に認定手続が終了しない場合には、輸入者等にその理由を連絡する。 （ホ）及び（ハ） （省略） ホ 輸入者等及び権利者への認定通知等 知的財産調査官又は知的財産担当官は、侵害物品に該当すると認定した場合若しくは該当しないと認定した場合（上記ニ（ハ） i の場合を含む。）又は上記ニ（ハ） ii により認定手続を取りやめた場合には、速やかに発見部門の長に対して、認定結果又は認定手続を取りやめた旨を「知的財産疑義貨物認定（処理）連絡書」（C-5820）をもって通報するとともに、輸入者等及び権利者に対して次により通知を行うものとする。 （イ） 輸入者等への通知 「認定通知書（輸入者用）」<u>（C-5822）</u>（国際郵便物にあつては「認定通知書（名あて人用）」（C-5824）。以下この節において「認定通知書（輸入者等用）」という。）を交付する。 なお、国際郵便物について侵害物品に該当すると認定した場合、「認定通知書（輸入者等用）」には、「任意放棄書」（C-5380）を添付する。 （注） 輸入者に侵害物品である旨の通知を行った場合には、当該通知に係る物品が蔵置されている保税地域を管轄する保税担当部門（以下この節において「保税担当部門」という。）に対して輸入者に「認定通知書（輸入者等用）」を交付したことを通報する。 （ロ） （省略） （2） 知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されていない税関官署イ （省略）	了知されないよう十分留意し、必要に応じて輸入者等に申立人に了知された場合に支障がある箇所がないか確認のうえ対応することとする。 （注） 疑義貨物の点検は、税関官署内又は保税地域内で、知的財産調査官又は知的財産担当官の立会いのもとに行うこととする。 （ハ） （同左） （ニ） 「認定手続開始通知書（輸入者等用）」の日付の日から 1 か月以内（特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する物品に係る認定手続の場合には、法第 69 条の 17 第 1 項の規定による求めを行うことができることとなる日までの間）に認定手続が終了しない場合には、輸入者等にその理由を連絡する。 （ホ）及び（ハ） （同左） ホ 輸入者等及び権利者への認定通知等 知的財産調査官又は知的財産担当官は、侵害物品に該当すると認定した場合若しくは該当しないと認定した場合（上記ニ（ハ） i の場合を含む。）又は上記ニ（ハ） ii により認定手続を取りやめた場合には、速やかに発見部門の長に対して、認定結果又は認定手続を取りやめた旨を「知的財産疑義貨物認定（処理）連絡書」（C-5820）をもって通報するとともに、輸入者等及び権利者に対して次により通知を行うものとする。 （イ） 輸入者等への通知 「認定通知書（輸入者用）」<u>（C-5822）</u>（国際郵便物にあつては「認定通知書（名あて人用）」（C-5824）。以下この節において「認定通知書（輸入者等用）」という。）を交付する。 なお、国際郵便物について侵害物品に該当すると認定した場合、「認定通知書（輸入者等用）」には、「任意放棄書」（C-5380）を添付する。 （注） 輸入者に侵害物品である旨の通知を行った場合には、当該通知に係る物品が蔵置されている保税地域を管轄する保税担当部門（以下この節において「保税担当部門」という。）に対して輸入者に「認定通知書（輸入者等用）」を交付したことを通報する。 （ロ） （同左） （2） 知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されていない税関官署イ （省略）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
ロ 旅具通関扱貨物の場合 発見部門の長は、「保管証」を 2 部作成し、1 部を輸入者に交付して侵害疑義物品を保管したうえ、上記(1)のロからホまでにより処理する。 <u>（注） 発見部門の長は、必要に応じ監視部知的財産担当官に協議するものとする。</u> <u>なお、監視部知的財産担当官は、必要に応じ本関知的財産調査官に協議するものとする。</u> ハ （省略） (3) （省略） （輸入者等による自発的処理の取扱い） 69 の 12—2 輸入者等による疑義貨物等に係る自発的処理の取扱いは、次による。 (1) （省略） (2) 発見部門の長は、輸入者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的処理を希望する旨申出があった場合には、次により処理し、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡（発見部門の長が認定手続を執った場合を除く。）するとともに、侵害物品については保税担当部門にも通報する。 <u>なお、採取見本については前記 67-3-13（検査における見本の採取）により処理し、保管品については「保管証」を回収したうえ、輸入者等に返却する。</u> イ 一般輸入貨物及び旅具通関扱貨物の場合 (イ) <u>輸入者が</u>廃棄又は滅却を行うことを申し出た場合 輸入申告を撤回させたうえ、税関職員の立会いの下で疑義貨物又は侵害物品を廃棄又は滅却させる。 (ロ) 輸入者が権利者からの輸入同意書を提出した場合 輸入を認める。 (ハ) <u>輸入者が</u>侵害部分又は侵害の疑いのある部分の切除等修正した場合 権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書」（C-5832）により 5 日以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与え、当該期限を経過した日以後、意見が述べられ	ロ 旅具通関扱貨物の場合 発見部門の長は、「保管証」を 2 部作成し、1 部を旅客等に交付して侵害疑義物品を保管したうえ、上記(1)のロからホまでにより処理する。 <u>（注） 発見部門の長は、必要に応じ監視部知的財産担当官に協議する。</u> ハ （同左） (3) （同左） （輸入者等による自発的処理の取扱い） 69 の 9—2 輸入者等による疑義貨物等に係る自発的処理の取扱いは、次による。 (1) （同左） (2) 発見部門の長は、輸入者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的処理を希望する旨申出があった場合には、次により処理し、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡（発見部門の長が認定手続を執った場合を除く。）するとともに、侵害物品については保税担当部門にも通報する。 <u>なお、採取見本については前記 67-3-13（検査における見本の採取）により処理し、保管品については「保管証」を回収したうえ、輸入者等に返却する。</u> イ 一般輸入貨物及び旅具通関扱貨物の場合 (イ) <u>輸入者等が</u>廃棄又は滅却を行うことを申し出た場合 輸入申告を撤回させたうえ、税関職員の立会いの下で疑義貨物又は侵害物品を廃棄又は滅却させる。 (ロ) 輸入者等が権利者からの輸入同意書を提出した場合 輸入を認める。 (ハ) <u>輸入者等が</u>侵害部分又は侵害の疑いのある部分の切除等修正した場合 権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書」（C-5832）により 5 日以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与え、当該期限を経過した日以後、意見が述べられ

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
た場合には当該意見を踏まえ、当該修正後の物品が侵害物品でないと認められる場合には、輸入を認める（ただし、商標権に係る疑義貨物又は侵害物品について切除した標章及び意匠権に係る疑義貨物又は侵害物品について切除した部分の輸入は認めないこと）。 (二) 輸入者が任意放棄する意思を明らかにした場合 「任意放棄書」の提出（郵送を含む。）を求め、輸入者等が疑義貨物又は侵害物品に係る処分の権限及び能力を有すると認められることを確認のうえ、引渡しを受ける。 ロ （省略） （侵害物品等の積戻しの取扱い） <u>69 の 12—3</u> 疑義貨物又は侵害物品の積戻しを行おうとする者は、輸出貿易管理令第 2 条（輸出の承認）の規定により、輸出承認が必要であるが、商標権、著作権又は著作隣接権に係る侵害物品の輸出承認の申請があっても承認されないので留意すること。 （認定後の取扱い） <u>69 の 12—4—1</u> 発見部門の長は、次により侵害の該否の認定が行われた疑義貨物を処理し、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡（発見部門の長が認定手続を執った場合を除く。）するとともに、保税担当部門にも通報する。 (1) （省略） (2) 侵害物品に該当する物品 「認定通知書（輸入者等用）」を輸入者等に交付した後、原則として異議申立てができる期間が経過するまでの間（侵害物品が不正輸入されるおそれがある場合を除く。）は、<u>法第 69 条の 11 第 2 項</u>の規定による没収又は積戻命令を行わないこととし、輸入者等から侵害物品について自発的処理を行う旨申出があった場合には、これを認めることとする。 （通関解放が行われた貨物の取扱い） <u>69 の 12—4—2</u> 発見部門の長は、通関解放が行われた貨物については、上記 <u>69 の 12—4—1</u> の(1)に準じて取り扱い、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡する（発見部門の長が認	た場合には当該意見を踏まえ、当該修正後の物品が侵害物品でないと認められる場合には、輸入を認める（ただし、商標権に係る疑義貨物又は侵害物品について切除した標章及び意匠権に係る疑義貨物又は侵害物品について切除した部分の輸入は認めないこと）。 (二) 輸入者等が任意放棄する意思を明らかにした場合 「任意放棄書」の提出（郵送を含む。）を求め、輸入者等が疑義貨物又は侵害物品に係る処分の権限及び能力を有すると認められることを確認のうえ、引渡しを受ける。 ロ （同左） （侵害物品等の積戻しの取扱い） <u>69 の 9—3</u> 疑義貨物又は侵害物品の積戻しを行おうとする者は、輸出貿易管理令第 2 条（輸出の承認）の規定により、輸出承認が必要であるが、商標権、著作権又は著作隣接権に係る侵害物品の輸出承認の申請があっても承認されないので留意すること。 （認定後の取扱い） <u>69 の 9—4—1</u> 発見部門の長は、次により侵害の該否の認定が行われた疑義貨物を処理し、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡（発見部門の長が認定手続を執った場合を除く。）するとともに、保税担当部門にも通報する。 (1) （同左） (2) 侵害物品に該当する物品 「認定通知書（輸入者等用）」を輸入者等に交付した後、原則として異議申立てができる期間が経過するまでの間（侵害物品が不正輸入されるおそれがある場合を除く。）は、<u>法第 69 条の 8 第 2 項</u>の規定による没収又は積戻命令を行わないこととし、輸入者等から侵害物品について自発的処理を行う旨申出があった場合には、これを認めることとする。 （通関解放が行われた貨物の取扱い） <u>69 の 9—4—2</u> 発見部門の長は、通関解放が行われた貨物については、上記 <u>69 の 9—4—1</u> の(1)に準じて取り扱い、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡する（発見部門の長が認定

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
定手続を執った場合を除く。）とともに、保税担当部門にも通報する。この場合においては、原則として、通関解放を行う前に見本を採取し、当該認定手続に係る侵害についての損害賠償請求若しくは差止請求についての裁判が終了するまでの間又は当該裁判が行われないことが確実になるまでの間、保管するものとする。ただし、当該物品の数量、価格等によりこれによりがたいときは、総括知的財産調査官と協議するものとする。 （侵害物品の没収又は積戻命令の手続） 69 の 12—5 侵害物品について輸入者等が異議申立てができる期間中に異議申立てを行わず、かつ、自発的処理を行わない場合又は不正輸入されるおそれがある場合には、原則として法第 69 条の 11 第 2 項の規定により、当該物品を没収する。 なお、没収を行う場合には、本関知的財産調査官に協議するものとし、積戻命令を行う場合には、総括知的財産調査官に協議するものとする。 没収及び積戻命令の手続は次によるものとする。 イ 一般輸入貨物及び旅具通関扱貨物の場合 （イ） 没収の場合 発見部門の長は、輸入者に対して「関税法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号又は第 10 号該当物品没収通知書」（C-5836）（以下この節において「没収通知書」という。）を交付する。 （ロ） 積戻命令の場合 発見部門の長は、輸入者に対して「関税法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号又は第 10 号該当物品積戻命令書」（C-5838）を交付する。 ロ （省略） （輸入差止実績の公表） 69 の 12—6 （省略） （輸入差止申立ての取扱い） 69 の 13—1 輸入差止申立ての手続及びその取扱いは、次による。 （1） 輸入差止申立ての手続 輸入差止申立てをしようとする権利者には、「輸入差止申立書」（C-5840）（不正競争差止請求権者にあつては、「輸入差止申立書（保護対	手続を執った場合を除く。）とともに、保税担当部門にも通報する。この場合においては、原則として、通関解放を行う前に見本を採取し、当該認定手続に係る侵害についての損害賠償請求若しくは差止請求についての裁判が終了するまでの間又は当該裁判が行われないことが確実になるまでの間、保管するものとする。ただし、当該物品の数量、価格等によりこれによりがたいときは、総括知的財産調査官と協議するものとする。 （侵害物品の没収又は積戻命令の手続） 69 の 9—5 侵害物品について輸入者等が異議申立てができる期間中に異議申立てを行わず、かつ、自発的処理を行わない場合又は不正輸入されるおそれがある場合には、原則として法第 69 条の 8 第 2 項の規定により、当該物品を没収する。 なお、没収又は積戻命令を行う場合には、総括知的財産調査官に協議するものとする。 没収及び積戻命令の手続は次によるものとする。 イ 一般輸入貨物及び旅具通関扱貨物の場合 （イ） 没収の場合 発見部門の長は、輸入者に対して「関税法第 69 条の 8 第 1 項第 9 号又は第 10 号該当物品没収通知書」（C-5836）（以下この節において「没収通知書」という。）を交付する。 （ロ） 積戻命令の場合 発見部門の長は、輸入者に対して「関税法第 69 条の 8 第 1 項第 9 号又は第 10 号該当物品積戻命令書」（C-5838）を交付する。 ロ （同左） （輸入差止実績の公表） 69 の 9—6 （同左） （輸入差止申立ての取扱い） 69 の 10—1 輸入差止申立ての手続及びその取扱いは、次による。 （1） 輸入差止申立ての手続 輸入差止申立てをしようとする権利者には、「輸入差止申立書」（C-5840）（不正競争差止請求権者にあつては、「輸入差止申立書（保護対

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
象商品等表示等関係）」（C－5842））及び所要の添付資料等を次により提出させることにより行わせるものとする。 イ及びロ （省略） ハ 添付書類等 （イ） 添付が必要な資料等 i 知的財産の内容を証する書類 登録原簿の謄本及び公報（著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき資料等、育成者権については、品種登録簿の謄本とし、保護対象商品等表示等については、<u>法第 69 条の 13 第 1 項</u>に規定する書面（以下「経済産業大臣申立時意見書」という。）とする。以下同じ。）（税関において他の方法により知的財産の内容を確認する手段がある場合は、経済産業大臣申立時意見書を除き、輸入差止申立ての受理後に提出させることとして差し支えない。） （注） 経済産業大臣申立時意見書には、次の事項について意見及びその理由が述べられる（<u>関税法第 69 条の 4 第 1 項</u>の規定による経済産業大臣に対する意見の求めに係る申請手続等に関する規則（平成 18 年 2 月 15 日経済産業省令第 6 号。<u>以下この節において「意見書等に関する規則」という。</u>）第 3 条）。 ① 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する商品等表示申立不正競争差止請求権者（意見書等に関する規則第 1 条第 1 号に規定する申立不正競争差止請求権者をいう。以下同じ。）に係る商品等表示が全国の需要者の間に広く認識されているものであること。 ② 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する商品等表示申立不正競争差止請求権者に係る商品等表示が著名なものであること。 ③ 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する商品の形態申立不正競争差止請求権者に係る商品の形態が当該商品の機能を確保するために不可欠な形態ではなく、かつ、当該商品が日本国内において最初に販売された日から起算して 3 年を経過していないものであること。 ④ 申立不正競争差止請求権者が輸入差止申立ての際に税関長に提出する証拠が当該輸入差止申立てに係る侵害の事実を疎	象商品等表示等関係）」（C－5842））及び所要の添付資料等を次により提出させることにより行わせるものとする。 イ及びロ （同左） ハ 添付書類等 （イ） 添付が必要な資料等 i 知的財産の内容を証する書類 登録原簿の謄本及び公報（著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき資料等、育成者権については、品種登録簿の謄本とし、保護対象商品等表示等については、<u>法第 69 条の 10 第 1 項</u>に規定する書面（以下「経済産業大臣申立時意見書」という。）とする。以下同じ。）（税関において他の方法により知的財産の内容を確認する手段がある場合は、経済産業大臣申立時意見書を除き、輸入差止申立ての受理後に提出させることとして差し支えない。） （注） 経済産業大臣申立時意見書には、次の事項について意見及びその理由が述べられる（<u>関税法第 69 条の 10 第 1 項</u>の規定による経済産業大臣に対する意見の求めに係る申請手続等に関する規則（平成 18 年 2 月 15 日経済産業省令第 6 号。<u>以下「意見書等に関する規則」という。</u>）第 3 条）。 ① 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する商品等表示申立不正競争差止請求権者（意見書等に関する規則第 1 条第 1 号に規定する申立不正競争差止請求権者をいう。以下同じ。）に係る商品等表示が全国の需要者の間に広く認識されているものであること。 ② 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する商品等表示申立不正競争差止請求権者に係る商品等表示が著名なものであること。 ③ 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する商品の形態申立不正競争差止請求権者に係る商品の形態が当該商品の機能を確保するために不可欠な形態ではなく、かつ、当該商品が日本国内において最初に販売された日から起算して 3 年を経過していないものであること。 ④ 申立不正競争差止請求権者が輸入差止申立ての際に税関長に提出する証拠が当該輸入差止申立てに係る侵害の事実を疎

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
明するに足りると認められるものであること（平成 18 年 4 月 1 日以降に経済産業大臣に対し行われた意見を求める旨の申請に係る経済産業大臣申立時意見書に限る。）。 ii 侵害の事実を疎明するための資料等 輸入差止申立てに係る真正商品と侵害すると認める物品を識別することができるサンプル、写真、カタログ、図解したものその他の識別方法等 A 特許権又は実用新案権を侵害すると認める物品については、次の資料を添付させることとする。 a 当該物品が特許発明又は登録実用新案の技術的範囲に属すると認める理由を明らかにする資料であって、次の(a)から(d)までの事項を記載したもの（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。） (a) （省略） (b) 侵害すると認める物品の技術的構成を上記(a)の記載と対応させた、侵害すると認める物品の具体的態様を特定（例えば、上記(a)の構成要件の一つが「<u>厚さ 1～5 mm の金属製の蓄熱板</u>」であるとき、侵害すると認める物品の対応部分の寸法、材質、用途を特定する。）して記載した書類 (c)及び(d) （省略） b （省略） B～C （省略） D 著作権又は著作隣接権を侵害すると認める物品（著作権法第 113 条第 5 項に係るものに限る。）については、次の資料を添付させることとする。 a 同項に規定する「国内頒布目的商業用レコード」と「<u>国外頒布目的商業用レコード</u>」の発行日及び同一性が確認できる資料 b 同項に規定する「<u>国外頒布目的商業用レコード</u>」に記載される「<u>日本国内頒布禁止</u>」等の表示内容が確認できる資料	明するに足りると認められるものであること（平成 18 年 4 月 1 日以降に経済産業大臣に対し行われた意見を求める旨の申請に係る経済産業大臣申立時意見書に限る。）。 ii 侵害の事実を疎明するための資料等 輸入差止申立てに係る真正商品と侵害すると認める物品を識別することができるサンプル、写真、カタログ、図解したものその他の識別方法等 A 特許権又は実用新案権を侵害すると認める物品については、次の資料を添付させることとする。 a 当該物品が特許発明又は登録実用新案の技術的範囲に属すると認める理由を明らかにする資料であって、次の(a)から(d)までの事項を記載したもの（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。） (a) （同左） (b) 侵害すると認める物品の技術的構成を上記(a)の記載と対応させた、侵害すると認める物品の具体的態様を特定（例えば、上記(a)の構成要件が「<u>半径 10～15 c m の円形</u>」であるとき、侵害すると認める物品の形が円形であること及びその半径（10～15 c m の範囲内）を特定する。）して記載した書類 (c)及び(d) （同左） b （同左） B～C （同左） D 著作権又は著作隣接権を侵害すると認める物品（著作権法第 113 条第 5 項に係るものに限る。）については、次の資料を添付させることとする。 a 同項に規定する「国内頒布目的商業用レコード」の<u>サンプル</u> b 同項に規定する「<u>国外頒布目的商業用レコード</u>」の<u>サンプル</u>（サンプルが添付できない場合には、当該「<u>国外頒布目的商業用レコード</u>」の発行日、「国内頒布目的商業用レコード」との同一性及び「<u>日本国内頒布禁止</u>」等の表示内容が確認できる資料）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

u003cdiv data-bbox="51 126 937 909" data-label="Table">

改正後	改正前
c （省略） E 育成者権を侵害すると認める物品については、次の資料を添付させることとする。 a～d （省略） e 侵害すると認める物品を入手している場合には、そのDNA鑑定書 なお、提出された<u>上記 d 及び e の DNA 鑑定書</u>については、農林水産省生産局種苗課に確認を求めるとし、鑑定方法その他の事情により当該物品に係るDNA鑑定書として適当であることの確認ができない場合には、当該申立ては受理しないこととする。この場合には、当該申立てを行った者に同課の回答内容を開示することとする。 F 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 3 号に掲げる行為を組成する物品（以下「形態模倣品」という。）については、次の資料を添付させることとする。 a 形態模倣品と認める物品であることを明らかにする資料であって、次の(a)から(c)までの事項を記載したもの（当該形態模倣品であることを証する判決書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。） (a)～(c) （省略） b 及び c （省略） iii 及び iv （省略） (v) （省略） ニ （省略） (2) 輸入差止申立ての審査 イ 上記(1)のハ((v)を除く。)及びニの「<u>輸入差止申立書</u>」及び添付資料等が提出された場合は、輸入差止申立てを受け付け、受付税関及び他税関が当該受付の日の翌日から起算して1月以内を目途に受理又は不受理ができるよう受付税関は審査を行うものとする。この場合において、審査のために必要な追加資料については、申立人に対し随時その提出を求めることとし、次の受理要件を満たしている輸入差止申立ては受理する。ただし、(v)及び(h)の資料等については、当該輸入差止申立ての対象物品が複数の場合であってその一部の物品についてのみこれらの資料等	c （同左） E 育成者権を侵害すると認める物品については、次の資料を添付させることとする。 a～d （同左） e 侵害すると認める物品を入手している場合には、そのDNA鑑定書 なお、提出されたDNA鑑定書については、農林水産省生産局種苗課に確認を求めるとし、鑑定方法その他の事情により当該物品に係るDNA鑑定書として適当であることの確認ができない場合には、当該申立ては受理しないこととする。この場合には、当該申立てを行った者に同課の回答内容を開示することとする。 F 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 3 号に掲げる行為を組成する物品（以下「形態模倣品」という。）については、次の資料を添付させることとする。 a 形態模倣品と認める物品であることを明らかにする資料であって、次の(a)から(c)までの事項を記載したもの（当該形態模倣品であることを証する判決書、<u>判定書</u>又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。） (a)～(c) （同左） b 及び c （同左） iii 及び iv （同左） (v) （同左） ニ （同左） (2) 輸入差止申立ての審査 イ 上記(1)のハ((v)を除く。)及びニの輸入差止申立書及び添付資料等が提出された場合は、輸入差止申立てを受け付け、受付税関及び他税関が当該受付の日の翌日から起算して1月以内を目途に受理又は不受理ができるよう受付税関は審査を行うものとする。この場合において、審査のために必要な追加資料については、申立人に対し随時その提出を求めることとし、次の受理要件を満たしている輸入差止申立ては受理する。ただし、(v)及び(h)の資料等については、当該輸入差止申立ての対象物品が複数の場合であってその一部の物品についてのみこれらの資料等

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
料等が整っているときは、当該一部の物品に係る部分についてのみ有効な申立てがあったものとしてこれを受理し、その他の物品については、不足していた資料が追加して提出されたときに、当該物品に係る部分について有効な申立てがあったものとして取り扱う。 （注 1） 希望する期間の末日まで登録料が納付されていることを登録原簿の謄本により確認する必要があるので留意する。 （注 2） 本関知的財産調査官は、申立人から求めがあった場合その他必要な場合には、提出された「<u>輸入差止申立書</u>」の 1 枚目に受付印を押印し、その写しを申立人に交付して差し支えない。 (イ) 「輸入差止申立書」記載事項のうち、次の事項の記載があること。 i 自己の知的財産の内容（特許権又は実用新案権にあつては、輸入差止申立てに係る請求項を限定する場合におけるその請求項の番号を含む。） ii <u>法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号</u>又は第 10 号に掲げる貨物に該当すると認める貨物の品名 iii <u>法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号</u>又は第 10 号に掲げる貨物に該当すると認める理由 iv （省略） v 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間 なお、生鮮貨物に係る申立ての場合には、供託命令について後記 <u>69 の 15—1</u> の(1)のロ及び同項の(1)のハの(ロ)のただし書による取扱いが行われる旨を教示することとする。 (ロ) 「輸入差止申立書」の添付資料等として権利の登録原簿の謄本及び公報並びに侵害すると認める物品と確認できる資料等が添付されていること(上記<u>(1)のハの(イ)の i</u>に規定する税関において他の方法により知的財産の内容を確認する手段がある場合を除く。)。 (ハ) （省略） ロ及びハ （省略） ニ 「<u>輸入差止申立書</u>」の審査において、例えば次のような場合で、当該輸入差止申立てに係る物品が申立人の知的財産を侵害していることに疑義があるときは、申立人に対して、当該物品が侵害すると認める物品であることを証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書、知的財産の効力についての特許庁の判定書又は弁護士等が作成した当該物品	整っているときは、当該一部の物品に係る部分についてのみ有効な申立てがあったものとしてこれを受理し、その他の物品については、不足していた資料が追加して提出されたときに、当該物品に係る部分について有効な申立てがあったものとして取り扱う。 （注 1） 希望する期間の末日まで登録料が納付されていることを登録原簿の謄本により確認する必要があるので留意する。 （注 2） 本関知的財産調査官は、申立人から求めがあった場合その他必要な場合には、提出された<u>輸入差止申立書</u>の 1 枚目に受付印を押印し、その写しを申立人に交付して差し支えない。 (イ) 「輸入差止申立書」記載事項のうち、次の事項の記載があること。 i 自己の知的財産の内容（特許権又は実用新案権にあつては、輸入差止申立てに係る請求項を限定する場合におけるその請求項の番号を含む。） ii <u>法第 69 条の 8 第 1 項第 9 号</u>又は第 10 号に掲げる貨物に該当すると認める貨物の品名 iii <u>法第 69 条の 8 第 1 項第 9 号</u>又は第 10 号に掲げる貨物に該当すると認める理由 iv （同左） v 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間 なお、生鮮貨物に係る申立ての場合には、供託命令について後記 <u>69 の 12—1</u> の(1)のロ及び同項の(1)のハの(ロ)のただし書による取扱いが行われる旨を教示することとする。 (ロ) 「輸入差止申立書」の添付資料等として権利の登録原簿の謄本及び公報並びに侵害すると認める物品と確認できる資料等が添付されていること(上記<u>(1)のハの(ロ)のただし書</u>に規定する税関において他の方法により知的財産の内容を確認する手段がある場合を除く。)。 (ハ) （同左） ロ及びハ （同左） ニ <u>輸入差止申立書</u>の審査において、例えば次のような場合で、当該輸入差止申立てに係る物品が申立人の知的財産を侵害していることに疑義があるときは、申立人に対して、当該物品が侵害すると認める物品であることを証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書、知的財産の効力についての特許庁の判定書又は弁護士等が作成した当該物品に関

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
に関する鑑定書の提出を求めることとする。 i ～ iii （省略） ホ （省略） (3) 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会手続等 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会の手続等は次による。 イ～ホ （省略） ヘ 対象申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りる証拠であるか否かに係る専門委員の意見は、原則として後日総括知的財産調査官を経由して「意見書」（C-5850）（対象申立てを受け付けた税関の税関長宛てであり、対象申立てが特定されているのであれば、適宜の様式でも差し支えないものとする。）を提出することによるものとする。この場合において、対象申立てを受け付けた税関の本関知的財産調査官は、意見書の提出があった場合は、その写しを遅滞なく当事者に送付するものとする。 なお、当事者には、当事者が専門委員の意見を知った日から 5 日以内の期限を付して、意見を提出することを認めることとする。 （注） <u>当該専門委員を委嘱した税関長は、対象申立てを受理するかどうかの判断に関しては、明らかな事実誤認等の特段の事情がない限り、専門委員の過半数の意見を尊重するものとする。</u> ト及びチ （省略） (4) 輸入差止申立ての受理又は不受理の際の取扱い イ及びロ （省略） ハ 輸入差止申立てを受け付けた税関は、自税関及び他税関で作成した「輸入差止申立て・更新受理通知書」又は「輸入差止申立て・更新不受理通知書」を申立人に交付するとともに、<u>上記(3)による専門委員による意見書が提出された場合には、受理又は不受理の旨を当事者（申立人を除く。）に対して通知するものとする。</u> ニ （省略） (5) （省略） (6) 輸入差止申立ての更新 イ 申立人が輸入差止申立ての更新を希望する場合（必要に応じ専門委員意見照会に係る上記(2)のロ及び(3)の規定に準じて審査を行うものとする。）は、申立有効期間の満了前 3 月から満了の日までの間に「輸入	する鑑定書の提出を求めることとする。 i ～ iii （同左） ホ （同左） (3) 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会手続等 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会の手続等は次による。 イ～ホ （同左） ヘ 対象申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りる証拠であるか否かに係る専門委員の意見は、原則として後日総括知的財産調査官を経由して「意見書」（C-5850）（対象申立てを受け付けた税関の税関長宛てであり、対象申立てが特定されているのであれば、適宜の様式でも差し支えないものとする。）を提出することによるものとする。この場合において、対象申立てを受け付けた税関の本関知的財産調査官は、意見書の提出があった場合は、その写しを遅滞なく当事者に送付するものとする。 なお、当事者には、当事者が専門委員の意見を知った日から 5 日以内の期限を付して、意見を提出することを認めることとする。 ト及びチ （同左） (4) 輸入差止申立ての受理又は不受理の際の取扱い イ及びロ （同左） ハ 輸入差止申立てを受け付けた税関は、自税関及び他税関で作成した「輸入差止申立て・更新受理通知書」又は「輸入差止申立て・更新不受理通知書」を申立人に交付する。 ニ （同左） (5) （同左） (6) 輸入差止申立ての更新 イ 申立人が輸入差止申立ての更新を希望する場合（必要に応じ専門委員意見照会に係る上記(2)のロ及び(3)の規定を準用して審査を行うものとする。）は、申立有効期間の満了前 3 月から満了の日までの間に「輸

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
差止申立更新申請書」(C-5860)（不正競争差止請求権者にあつては、「輸入差止申立更新申請書（保護対象商品等表示等関係）」(C-5862)、著作権法第 113 条第 5 項に係るものにあつては、「輸入差止申立更新申請書（還流防止措置関係）」(C-5863)）（以下「更新書」という。）を当該輸入差止申立てを受け付けた税関に提出させる。 ロ 更新書が提出された場合は、上記(1)から(5)までに準じて取り扱う。ただし、輸入差止申立てについて追加すべき事項（内容の変更を含む。）がない場合には、更新書（原本）のみを提出させることとし、添付資料等（経済産業大臣申立時意見書を除く。）の提出は省略させて差し支えない。 <u>なお、知的財産や対象物品の追加等により、新たな侵害疎明が必要となるものについては、原則として上記(1)本文「輸入差止申立書」を提出させることとなるので留意のこと。</u> (7) 輸入差止申立ての内容変更 輸入差止申立て（上記(6)の規定に基づく更新を含む。以下(9)までにおいて同じ。）を受理した後、申立有効期間中に申立人から、輸入差止申立てを受け付けた税関に、内容変更（追加情報を含む。）の申出があった場合には、変更内容を書面（任意の様式）により提出させるものとし、内容変更後の輸入差止申立てが受理要件を満たしている場合にはこれを認めるものとする。 この場合において、提出させる書類及び資料等の部数は、上記(1)ニに準じて取り扱うものとし、提出させた書類を対象税関の本関知的財産調査官に送付する。 <u>なお、知的財産や対象物品の追加等により、新たな侵害疎明が必要となるものについては、原則として上記(1)本文「輸入差止申立書」を提出させることとなるので留意のこと。</u> <u>また、本関知的財産調査官は、輸入差止申立てを受理するに際して、申立人に対して輸入差止申立ての内容について変更が生じた場合には、速やかに当該輸入差止申立てを受け付けた税関に書面をもって提出するよう予め通知する。</u> （注） 下記に該当する事情が生じた場合には、速やかに内容変更を行うとともに事前に受付税関に連絡するよう周知するものとする。 i 申立てに係る特許権の請求項について訂正審判（特許法（昭和 34 年	入差止申立更新申請書」(C-5860)（不正競争差止請求権者にあつては、「輸入差止申立更新申請書（保護対象商品等表示等関係）」(C-5862)）（以下「更新書」という。）を当該輸入差止申立てを受け付けた税関に提出させる。 ロ 更新書が提出された場合は、上記(1)から(5)までに準じて取り扱う。ただし、輸入差止申立てについて追加すべき事項（内容の変更を含む。）がない場合には、更新書（原本）のみを提出させることとし、添付資料等（経済産業大臣申立時意見書を除く。）の提出は省略させて差し支えない。 (7) 輸入差止申立ての内容変更 輸入差止申立て（上記(6)の規定に基づく更新を含む。以下(9)までにおいて同じ。）を受理した後、申立有効期間中に申立人から、輸入差止申立てを受け付けた税関に、内容変更（追加情報を含む。）の申出があった場合には、変更内容を書面（任意の様式）により提出させるものとし、内容変更後の輸入差止申立てが受理要件を満たしている場合にはこれを認めるものとする。 この場合において、提出させる書類及び資料等の部数は、上記(1)ニに準じて取り扱うものとし、提出させた書類を対象税関の本関知的財産調査官に送付する。 <u>なお、本関知的財産調査官は、輸入差止申立てを受理するに際して、申立人に対して輸入差止申立ての内容について変更が生じた場合には、速やかに当該輸入差止申立てを受け付けた税関に書面をもって提出するよう予め通知する。</u> （注） 下記に該当する事情が生じた場合には、速やかに内容変更を行うとともに事前に受付税関に連絡するよう周知するものとする。 i 申立てに係る特許権の請求項について訂正審判（特許法（昭和 34 年

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
法律第 121 号) 第 126 条) が請求され、訂正を認容する旨の審決が確定した場合又は特許無効審判（特許法第 123 条）<u>手続</u>において訂正請求がなされ当該訂正後の特許請求の範囲の記載に基づき特許を維持する旨の審決が確定した場合 ii 及び iii （省略） (8) 及び (9) （省略） （輸入差止情報提供の取扱い） 69 の 13—2 <u>輸入差止情報提供の手続</u>及びその取扱いは、次による。 (1) （省略） (2) <u>輸入差止情報提供の受付</u> 前記 69 の 13—1（輸入差止申立ての取扱い）(2) に準じて取り扱い、輸入差止情報提供を受け付けた場合には速やかに対象税関の本関知的財産調査官に「輸入差止情報提供書」及び添付資料等を送付し、輸入差止情報提供を受け付けない場合には、情報提供を行おうとした者にその理由を開示する。 (3) <u>輸入差止情報提供の内容の公表</u> 前記 69 の 13—1 の (5) に準じて取り扱う。 (4) （省略） (5) <u>輸入差止情報提供の内容変更</u> 前記 69 の 13—1 の (7) に準じて取り扱う。 （その他） 69 の 13—3 （省略）	法律第 121 号) 第 126 条) が請求され、訂正を認容する旨の審決が確定した場合又は特許無効審判（特許法第 123 条）<u>手続</u>きにおいて訂正請求がなされ当該訂正後の特許請求の範囲の記載に基づき特許を維持する旨の審決が確定した場合 ii 及び iii （同左） (8) 及び (9) （同左） （輸入差止情報提供の取扱い） 69 の 10—2 <u>輸入差止情報提供の手続</u>及びその取扱いは、次による。 (1) （同左） (2) <u>輸入差止情報提供の受付</u> 前記 69 の 10—1（輸入差止申立ての取扱い）(2) に準じて取り扱い、輸入差止情報提供を受け付けた場合には速やかに対象税関の本関知的財産調査官に「輸入差止情報提供書」及び添付資料等を送付し、輸入差止情報提供を受け付けない場合には、情報提供を行おうとした者にその理由を開示する。 (3) <u>輸入差止情報提供の内容の公表</u> 前記 69 の 10—1 の (5) に準じて取り扱う。 (4) （同左） (5) <u>輸入差止情報提供の内容変更</u> 前記 69 の 10—1 の (7) に準じて取り扱う。 （その他） 69 の 10—3 （同左）
（輸入差止申立てに係る供託等） 69 の 15—1 法第 69 条の 15（（輸入差止申立てに係る供託等））の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。 (1) 供託命令 イ <u>供託命令の要件</u> 法第 69 条の 15 第 1 項（（金銭の供託））に規定する「損害の賠償を担保するために必要があると認めるとき」とは、輸入差止申立てに係る侵害疑義物品について認定手続を執った後において、申立人と輸入者等の	（輸入差止申立てに係る供託等） 69 の 12—1 法第 69 条の 12（（輸入差止申立てに係る供託等））の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。 (1) 供託命令 イ <u>供託命令の要求</u> 法第 69 条の 12 第 1 項（（金銭の供託））に規定する「損害の賠償を担保するために必要があると認めるとき」とは、輸入差止申立てに係る侵害疑義物品について認定手続を執った後において、申立人と輸入者等の

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
主張が対立し、当該物品について侵害物品か否か認定しがたい場合とする。ただし、生鮮疑義貨物については、原則として、供託を命ずることとする。 なお、供託命令を行う場合には、生鮮疑義貨物の場合を除き、総括知的財産調査官に協議するものとする。 ロ 供託の期限 法第 69 条の 15 第 1 項の担保を供託する際の「期限」とは、「供託命令書」（C-5870）の日付けの日の翌日から起算して 10 日以内とする。ただし、生鮮疑義貨物については、原則として、「供託命令書」の日付けの日の翌日から起算して 3 日以内とし、口頭により供託命令を行った場合は、供託命令をした日の翌日から起算して 3 日以内とする。 ハ 供託額 (イ) 法第 69 条の 15 第 1 項に規定する「相当と認める額」とは、次に掲げる額を合算した額とする。 i ～ iv （省略） (ロ) （省略） ニ 供託命令の手続 知的財産調査官又は知的財産担当官（これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長。（2）から（9）まで並びに後記 69 の 16-1（見本検査承認申請等）及び 69 の 16-3（見本検査に係る供託等）から 69 の 16-5（見本の返還等）までにおいて「知的財産調査官等」という。）は、金銭を供託すべき旨を申立人に命ずる場合には、「供託命令書」を当該申立人に交付するとともに、収納課長等に「供託命令書」の写しをもってその旨を通報する。 この場合において、署所知的財産調査官又は知的財産担当官（これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長）が供託命令を行った場合には、本関知的財産調査官に供託命令を行った旨を「供託命令書」の写しをもって通報するものとし、本関知的財産調査官は、その旨を総括知的財産調査官に通報する。 なお、生鮮疑義貨物については、認定手続の開始を決定した後速やかに、申立人に対して供託命令を行い（必要と認めるときは口頭により命令することができるものとし、その場合には併せて F A X 等による当該命令の内容の通知を行うよう努めることとする。）、当該命令に従う意	主張が対立し、当該物品について侵害物品か否か認定しがたい場合とする。ただし、生鮮疑義貨物については、原則として、供託を命ずることとする。 なお、供託命令を行う場合には、生鮮疑義貨物の場合を除き、総括知的財産調査官に協議するものとする。 ロ 供託の期限 法第 69 条の 12 第 1 項の担保を供託する際の「期限」とは、「供託命令書」（C-5870）の日付けの日の翌日から起算して 10 日以内とする。ただし、生鮮疑義貨物については、原則として、「供託命令書」の日付けの日の翌日から起算して 3 日以内とし、口頭により供託命令を行った場合は、供託命令をした日の翌日から起算して 3 日以内とする。 ハ 供託額 (イ) 法第 69 条の 12 第 1 項に規定する「相当と認める額」とは、次に掲げる額を合算した額とする。 i ～ iv （同左） (ロ) （同左） ニ 供託命令の手続 知的財産調査官又は知的財産担当官（これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長。（2）から（9）まで並びに後記 69 の 13-1（見本検査承認申請等）及び 69 の 13-3（見本検査に係る供託等）から 69 の 13-5（見本の返還等）までにおいて「知的財産調査官等」という。）は、金銭を供託すべき旨を申立人に命ずる場合には、「供託命令書」を当該申立人に交付するとともに、収納課長等に「供託命令書」の写しをもってその旨を通報する。 この場合において、署所知的財産調査官又は知的財産担当官（これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長）が供託命令を行った場合には、本関知的財産調査官に供託命令を行った旨を「供託命令書」の写しをもって通報するものとし、本関知的財産調査官は、その旨を総括知的財産調査官に通報する。 なお、生鮮疑義貨物については、認定手続の開始を決定した後速やかに、申立人に対して供託命令を行い（必要と認めるときは口頭により命令することができるものとし、その場合には併せて F A X 等による当該命令の内容の通知を行うよう努めることとする。）、当該命令に従う意

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
思のない旨の回答を確認した場合には、期限の経過を待つことなく、認定手続きを取りやめて差し支えない（法第 69 条の 20 第 12 項の通知を行うことに留意する。）。また、口頭による命令を行った場合は、上記の口頭による命令が行われた旨及びその日を証する「生鮮疑義貨物に係る供託命令実施確認書」（C-5872）正副 2 部を当該申立人に交付し、副本について当該申立人が記名のうえ押印又は署名したものを返付させるものとする。 (2) 供託等の取扱い イ 金銭又は有価証券を供託する場合 (イ) 供託物の種類 i 法第 69 条の 15 第 1 項に規定する「金銭」とは、前記 9 の 4-1（関税の納付に関する用語の意義）の(1)の規定に準じて取り扱う。 ii 法第 69 条の 15 第 3 項（(有価証券の供託)）に規定する「国債、地方債その他の有価証券で税関長が确实と認めるもの」とは、前記 9 の 6-1（関税の担保の種類）の(1)及び(2)に準じて取り扱う。 ただし、社債等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）第 129 条第 1 項に規定する振替社債等については、振替国債（その権利の帰属が同法の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。）以外のものは認めないこととする。 (ロ)～(ニ) （省略） ロ 支払い保証委託契約を締結する場合 (イ) 支払い保証委託契約の相手方 法第 69 条の 15 第 5 項（(供託に代わる契約)）の契約（以下この項において「支払保証委託契約」という。）の相手方として税関長が承認する金融機関は、銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）による銀行、長期信用銀行法（昭和 27 年法律第 187 号）による長期信用銀行、農林中央金庫法（大正 12 年法律第 42 号）による農林中央金庫、商工組合中央金庫法（昭和 11 年法律第 14 号）による商工組合中央金庫、信用金庫法（昭和 26 年法律第 238 号）による信用金庫及び保険業法（平成 7 年法律第 105 号）第 2 条第 4 項に規定する損害保険会社又は同条第 9 項に規定する外国損害保険会社等とする。 (ロ) 支払保証委託契約の届出 i （省略）	思のない旨の回答を確認した場合には、期限の経過を待つことなく、認定手続きを取りやめて差し支えない（法第 21 条の 3 第 11 項の通知を行うことに留意する。）。また、口頭による命令を行った場合は、上記の口頭による命令が行われた旨及びその日を証する「生鮮疑義貨物に係る供託命令実施確認書」（C-5872）正副 2 部を当該申立人に交付し、副本について当該申立人が記名のうえ押印又は署名したものを返付させるものとする。 (2) 供託等の取扱い イ 金銭又は有価証券を供託する場合 (イ) 供託物の種類 i 法第 69 条の 12 第 1 項に規定する「金銭」とは、前記 9 の 4-1（関税の納付に関する用語の意義）の(1)の規定に準じて取り扱う。 ii 法第 69 条の 12 第 3 項（(有価証券の供託)）に規定する「国債、地方債その他の有価証券で税関長が确实と認めるもの」とは、前記 9 の 6-1（関税の担保の種類）の(1)及び(2)に準じて取り扱う。 ただし、社債等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）第 129 条第 1 項に規定する振替社債等については、振替国債（その権利の帰属が同法の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。）以外のものは認めないこととする。 (ロ)～(ニ) （同左） ロ 支払い保証委託契約を締結する場合 (イ) 支払い保証委託契約の相手方 法第 69 条の 12 第 5 項（(供託に代わる契約)）の契約（以下この項において「支払保証委託契約」という。）の相手方として税関長が承認する金融機関は、銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）による銀行、長期信用銀行法（昭和 27 年法律第 187 号）による長期信用銀行、農林中央金庫法（大正 12 年法律第 42 号）による農林中央金庫、商工組合中央金庫法（昭和 11 年法律第 14 号）による商工組合中央金庫、信用金庫法（昭和 26 年法律第 238 号）による信用金庫及び保険業法（平成 7 年法律第 105 号）第 2 条第 4 項に規定する損害保険会社又は同条第 9 項に規定する外国損害保険会社等とする。 (ロ) 支払保証委託契約の届出 i （同左）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
ii 収納課長等は、当該契約書の内容が令第 62 条の 21 第 1 項の規定に適合すると認めたときは、「支払保証委託契約締結届出確認書」（「支払保証委託契約締結届出書」の交付用）を供託をすべき申立人に交付するとともに、当該確認書の写しを輸入者等に交付する。 この場合において、収納課長等は、知的財産調査官等に支払保証委託契約締結の届出があったことを、「支払保証委託契約締結届出確認書」の写しをもって通報する。 なお、供託をすべき申立人が供託額の一部について、支払保証委託契約を締結し、その旨届け出る場合には、上記イ(ニ)の手續と同時にに行わせるものとする。 (3)及び(4) (省略) (5) 供託された金銭等の還付 イ 権利の実行の申立ての手續 (イ) 供託金規則第 8 条において準用する同規則第 1 条（(申立ての手續)）に規定する「判決の謄本、和解を証する書面その他これらに類するもの」とは、次のものをいう。 i ～ iv (省略) (ロ) 輸入者等には、供託金規則様式第六による申立書に、債務名義等のいずれかの謄本等を添付して収納課長等に提出させる。 ロ 申立人からの意見聴取 収納課長等は、権利の実行の申立てがあったときは、<u>金銭等を供託した申立人から、輸入者等が提出した債務名義等の真偽、認定手續が執られたことにより輸入者等が被った損害の全部又は一部を既に賠償していないか等当該権利の実効の申立てに関し意見を聴取するものとする。</u> ハ 確認書交付手續 収納課長等は、輸入者等が当該供託に係る金銭等の還付を受けるべき者と認めたときは、供託金規則様式第七の確認書を当該輸入者等に交付するとともに、知的財産調査官等に、当該確認書の写しをもってその旨を通報する。 この場合において、確認書に記載された還付金額が供託額の一部であり、還付が取戻しに先行する場合を除き、申立人に対し供託書正本を返還するとともに、申立人に交付した「供託書正本預り証」（「供託書正本提出書」の交付用）を回収するものとする。	ii 収納課長等は、当該契約書の内容が令第 62 条の 16 第 1 項の規定に適合すると認めたときは、「支払保証委託契約締結届出確認書」（<u>支払保証委託契約締結届出書</u>）の交付用）を供託をすべき申立人に交付するとともに、当該確認書の写しを輸入者等に交付する。 この場合において、収納課長等は、知的財産調査官等に支払保証委託契約締結の届出があったことを、「支払保証委託契約締結届出確認書」の写しをもって通報する。 なお、供託をすべき申立人が供託額の一部について、支払保証委託契約を締結し、その旨届け出る場合には、上記イ(ニ)の手續と同時にに行わせるものとする。 (3)及び(4) (同左) (5) 供託された金銭等の還付 イ 権利の実行の申立ての手續 (イ) 供託金規則第 7 条において準用する同規則第 1 条（(申立ての手續)）に規定する「判決の謄本、和解を証する書面その他これらに類するもの」とは、次のものをいう。 i ～ iv (同左) (ロ) 輸入者等には、供託金規則様式第四による申立書に、債務名義等のいずれかの謄本等を添付して収納課長等に提出させる。 ロ 申立人からの意見聴取 収納課長等は、権利の実行の申立てに理由があると認めるときは、<u>金銭等を供託した申立人に、債務名義等の真偽等について意見を述べる機会を与える。</u> ハ 確認書交付手續 収納課長等は、輸入者等が当該供託に係る金銭等の還付を受けるべき者と認めたときは、供託金規則様式第五の確認書を当該輸入者等に交付するとともに、知的財産調査官等に、当該確認書の写しをもってその旨を通報する。 この場合において、確認書に記載された還付金額が供託額の一部であり、還付が取戻しに先行する場合を除き、申立人に対し供託書正本を返還するとともに、申立人に交付した「供託書正本預り証」（「供託書正本提出書」の交付用）を回収するものとする。